



鳥取県公報

平成 23 年 5 月 2 日 (月)
第 8 2 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納事務の委託 (263) (生産振興課) 2 国土調査の成果の認証 (264) (農地・水保全課) 2 保安林の指定予定 (265) (森林・林業総室) 2 基本測量の終了 (5 件) (266~270) (技術企画課) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (271) (東部総合事務所福祉保健局) 4 土地改良事業の工事の完了 (272) (東部総合事務所農林局) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (44) 5
◇ 正 誤	平成23年3月31日付鳥取県条例第32号中訂正 5

告 示

鳥取県告示第263号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
平成23年4月18日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	平成21年度及び平成22年度	米子市（淀江町稲吉の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	平成23年5月2日

鳥取県告示第265号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字曹源寺字小来ル木奥27の6から27の9まで、27の12、27の16、27の18から27の23まで、27の25、27の27
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第266号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)
- 2 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町
- 3 終了年月日 平成23年2月18日

鳥取県告示第267号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日野町
- 3 終了年月日 平成23年2月28日

鳥取県告示第268号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 2 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村
- 3 終了年月日 平成23年3月25日

鳥取県告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業地域 倉吉市、八頭郡智頭町及び東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 平成23年3月31日

鳥取県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成23年3月31日

鳥取県告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社 いたくら	八頭郡八頭町船岡 354-1	サンサンファーム 元輝	八頭郡八頭町池田432 -1	就労継続支援A型	平成23年5月 1日

鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
------	-----------	---------

鳥取市

非補助土地改良事業 福井地区 区画整理

平成23年3月15日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに西伯郡選挙区及び日野郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成23年5月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,717
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,635
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,523
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,776

正 誤

平成23年3月31日公布の鳥取県条例第32号（鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 下から6

誤 （平成23年法律第 号）

正 （平成23年法律第13号）